

共同住宅等建築計画書作成の心得



- ◎ 作成にあたり、添付の条例、規則を良く読みましょう！

- ◎ ごみ置場に関する協議先は
旧国分市内＝市民環境部 環境衛生課 廃棄物対策グループ（２階）
旧隼人町内＝隼人庁舎 隼人市民福祉課 環境衛生グループ
その他 ＝各総合支所 市民生活課 市民福祉グループ
です。

- ◎ 計画地を担当する公民館長、自治会長については、市民環境部市民活動推進課共生協働推進グループ（２階）で確認してください。
なお、旧国分市、旧隼人町以外は、各総合支所で対応する場合があります。

- ◎ 公民館長、自治会長宅に説明に上がる場合は、事前に電話で予約を入れましょう。その際、
 - 1 説明者の身分
 - 2 目的（霧島市条例に基づく共同住宅等建築計画書に関する説明）
 - 3 建築計画の場所をはっきり述べてください。



問い合わせ先

霧島市役所	代表Tel	0995-45-5111
建築指導課	直通Tel	64-0954
環境衛生課	直通Tel	64-0950
市民活動推進課	直通Tel	64-0988